

8. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第5号イ)

屋外広告物は、その種類や設置場所等により、面積や高さなどが「鳥取県屋外広告物条例」により規制されてきました。屋外広告物はまちの賑わいを創出する一方、屋外広告物が氾濫すると、景観を阻害する原因にもなります。そこで、景観行政団体である本市において、屋外広告物は景観を構成する重要な要素と位置づけ、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項について定めることとします。

【定義】

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。(屋外広告物法第2条より)

※定義にあてはまるものは、内容や営利・非営利の区分なく「屋外広告物」になります。屋外広告物は、いわゆる看板、はり紙、広告板と言われる「広告物」だけではなく、ネオンサイン、公共サインについても屋外広告物になるのです。

(1) 屋外広告物に関する基本的な考え方

屋外広告物は、情報を伝達するための手段に用いられ、街中の人が集まる場所や、幹線道路沿い等の人通りが多い場所に集中して設置されます。また、他の広告物より目立とうとする傾向があり、多くの広告物が無秩序に設置されるという特徴もあります。本市においては、鳥取駅周辺、観光地周辺、主要幹線道路沿い、主要道路の交差点、大型ショッピングモール周辺等に広告物が集中する傾向があり、まちの賑わいを創出する一方、周辺の景観を阻害する原因にもなりかねません。本市における優れた都市景観の形成及び自然景観との調和を図っていくために、本市の景観形成の方針に基づき、屋外広告物の表示や設置を規制・誘導していきます。

(2) 行為の制限に関する基本的な方針

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限については、鳥取県屋外広告物条例の基準を踏襲しつつ、「鳥取市屋外広告物条例」の制定により、今後は地域特性を踏まえた制限としていくため、以下の方針を定めます。

I. 屋外広告物の表示及び掲出物件を設置する位置について

屋外広告物を表示及び掲出物件を設置する位置については、良好な景観の形成及び公衆に対する危害を防止するために、一定の制限事項を定めます。

- ① 地域の景観特性を踏まえて、禁止地域、制限地域等の屋外広告物が規制される地域等を規定します。
- ② 道路交通及び歩行者の安全性を確保できる位置とします。

Ⅱ. 屋外広告物の表示及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠について

屋外広告物は、情報を伝達する手段として使われることから、他の広告物より目立とうとする傾向が大きく、また、企業のコーポレートカラーなどを使った全国的に統一した表示をする事業者も多いことから、周辺の景観への配慮がなく、無秩序に屋外広告物が設置される傾向がある。良好な景観形成を図るためには、地域の景観特性を踏まえた形状、面積、色彩等が必要であり、一定の制限事項を定めます。

- ① 地域の景観特性及び土地利用の状況に応じた基準とします。
- ② 屋外広告物の表示面積、設置個数、高さ等について、過剰な表示及び設置とならない基準とします。
- ③ 表示に利用する色彩については、周囲の景観に調和した基準とします。

(配慮事項として)

- ◇ 建築物・工作物と一体となった意匠・色彩となるように工夫した表示及び設置に努めること。
- ◇ ネオンサイン等の照明広告については、光害の防止に努めるとともに、夜間景観にも配慮すること。

Ⅲ. 公共団体等が表示及び設置する屋外広告物について

- ① 公共サインについては、「鳥取市公共サインガイドライン」に則り、地域特性を踏まえた良好な景観形成に寄与するような表示及び設置とします。
- ② 公共団体等が表示及び設置する屋外広告物についても、手続的制限を設け、「鳥取市公共サインガイドライン」との整合性を審査します。

(3) その他屋外広告物に関する事項について

屋外広告物に関してその他以下のとおり施策を推進します。

I. 市民との協働によるルール作りについて

- ① 住民主体の景観づくりが先行している地域においては、広告物協定地区制度を設け、地域住民の自主的なルール作りを積極的に推進する。なお、景観法による景観協定については、屋外広告物のほか、建築物のデザイン等、総合的な地域のルールを定めることから積極的に活用する。
- ② 屋外広告物について、きめ細やかな制限をする必要がある地域においては、都市計画法による景観地区や地区計画等、屋外広告物の規制方法についても積極的に検討します。

Ⅱ. その他

- ① 電柱等には、間金融のはり紙が貼られることが多く、良好な景観を阻害するだけでなく、表示内容によっては風紀を乱す要因となります。簡易除却制度を活用し、違反簡易広告物の除却を推進します。